

みんなで防ごう

しょう

しゃ

ぎゃく

たい

障がい者虐待

だれ

あん

しん

く

しゃ

かい

誰もが安心して暮らせる社会へ



しょうがい しゃぎゃくたい ぼう し ほう しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼう し しょうがいしゃ よう ご しゃ たい し えんどう かん ほう りつ

■障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)は、
障がいのある人へのあらゆる虐待を禁止しています。

ぎゃくたい う おも しょう しゃ はっ けん ひと つう ほう ぎ む ぎゃくたい き

■虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人には通報義務があります。虐待に気づいたら、速やかに通報や相談をしてください。

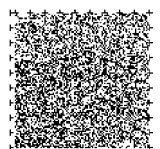
早期発見、早期対応が虐待を受けている障がい者だけでなく、
虐待をしている家族などが抱える問題の解決にもつながります。

つう ほう そう だん さき
通報・相談先

す し ちょう そん まど ぐち しょう がい しゃ ぎゃく たい ぼう し
お住まいの市町村窓口(障害者虐待防止センター)へ

つう ほう しゃ そう だん しゃ ひ みつ まも
※通報者(相談者)の秘密は守られます

くま もと けん しょう しゃ けん り よう ご
熊本県障がい者権利擁護センター
くま もと けん しょう しゃ し えん か
(熊本県 障がい者支援課)



障害者虐待防止法とは？

対象となる障がい者は？

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。

※障害者手帳を取得していない方や、18歳未満の方も含まれます。

「障害者虐待」の種類は？

次の3種類の虐待について定められています。

① 養護者による虐待

障がい者の身の回りの世話や、金銭の管理をしている家族や親族又は同居人などによる虐待のことです。

② 障害者福祉施設従事者等による虐待

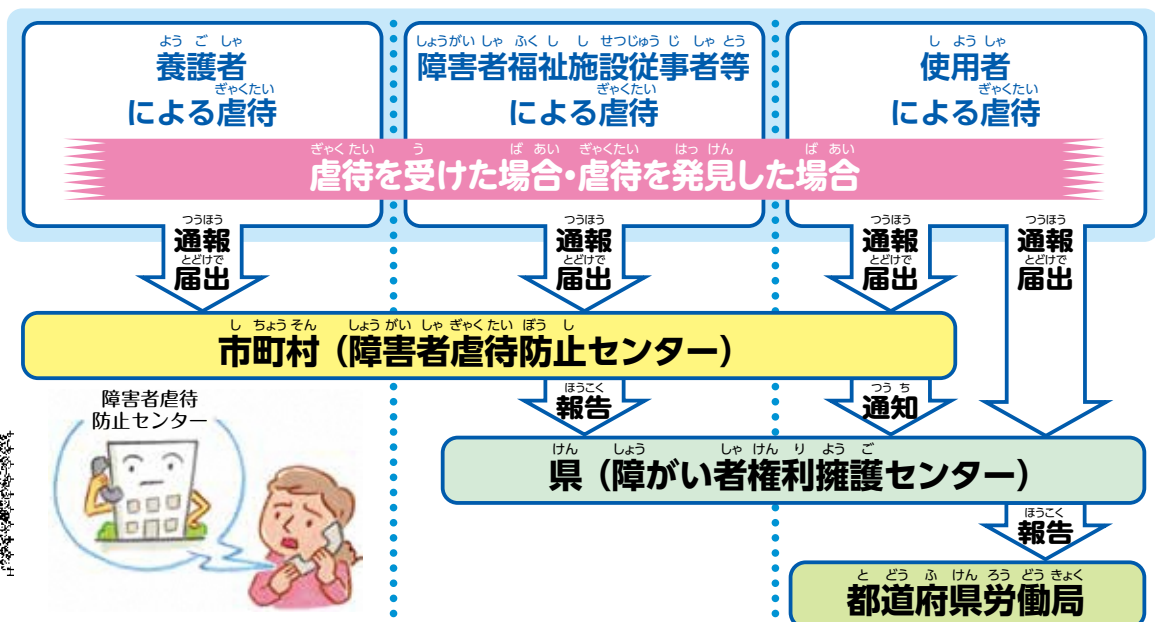
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待のことです。

③ 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主（上司等）による虐待のことです。

虐待が発生した場合の対応は？

- * 虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人や虐待を受けた人は、市町村（障害者虐待防止センター）に通報・届出をします。（使用者による虐待は、県（障がい者権利擁護センター）でも受け付けます）
- * 虐待の通報や届出を受理した市町村・県は、事実確認や安全確認を行い、必要に応じて虐待を受けた障がい者を保護したり、成年後見制度の審判請求や適切な福祉サービスの利用につなげるなどの支援を行います。



「障害者虐待」の類型は？ 虐待のサインは？

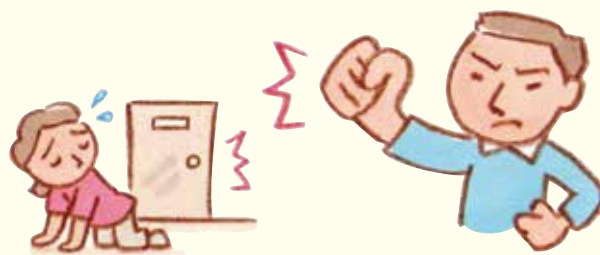
虐待は次の5種類に分けられます。

1 身体的虐待

暴力や体罰によって障がい者の身体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、正当な理由なく身動きの取れない状態にすること。

例えば

殴る、蹴る、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、身体拘束（部屋に閉じ込める、ベッドや椅子などに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって行動を制限する）など



身体的虐待のサイン

- ☐ アザや傷が体に見られる
- ☐ 恐がったり、怯えたり、震えたりしている
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう

2 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること、障がい者にわいせつな行為をさせること。

例えば

性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスをする、本人の前でわいせつな言葉を発する・会話をする、わいせつな映像を見せるなど



性的虐待のサイン

- ☐ 肛門や性器からの出血、傷が見られる
- ☐ 性器の痛み、痒みを訴える
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる

3 心理的虐待

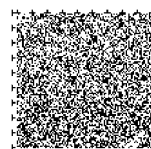
障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

例えば

怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる、悪口を言う、子ども扱いをする、意図的に無視するなど

心理的虐待のサイン

- ☐ 自傷行為や攻撃的な態度が見られる
- ☐ パニック症状を起こす
- ☐ 摂食障害（過食、拒食）が見られる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる



4

放棄・放置

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。また、養護者以外の同居人や他の利用者、他の労働者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待に気付кинаら放置することもこれにあたります。

例えば

食事や水分を十分に与えない、あまり入浴させない、汚れた服を着せ続ける、ゴミを放置したままの劣悪な住環境の中で生活させる、病気やけがをしても医療機関を受診させないなど



放棄・放置のサイン

- ☐ 身体から異臭がする、髪や爪が汚れている
- ☐ 部屋が汚れていて、ゴミが放置されている
- ☐ いつも同じ服を着ている
- ☐ 極端に空腹を訴える
- ☐ 病気や怪我をしても、家族が病院へ連れて行かない

5

経済的虐待

本人の同意なしに(あるいは騙すなどして)障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。または障がい者に理由なく金銭を渡さないこと。

例えば

日常生活に必要な金銭を本人に渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、決められた賃金を払わないなど



経済的虐待のサイン

- ☐ 収入があるのに身なりが貧しく、お金を使っている様子がない
- ☐ 年金や賃金がどのように管理されているか、本人が知らない
- ☐ サービス利用料や生活費の支払いができない

養護者や家族の方々も休息や支援が必要です

養護者による虐待は、介護疲れ、障がいに関する理解不足など、様々な要因が絡み合って起こります。障がい者の介護をする場合は、家族全員が協力して行い、地域の様々なサービスも積極的に利用しましょう。

また、介護をしている養護者の方々も息抜きや趣味の時間を持ち、リフレッシュすることが必要です。困ったことがあれば、抱え込まずに市町村の担当窓口へ相談しましょう。

周囲の方が異変に気が付いた場合も、是非御相談ください

毎日の介護が大変で…

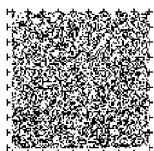
短期入所や通所サービスなども利用して、休息時間を持つことが大切です

介護のストレスや悩みが…

家族会に参加したり、カウンセリングなど利用してみるのはいかがですか

私(養護者)自身にも障がいがあります…

養護者や家族の方々にも障がいがあり、障がい者に支援が行き届いていない場合は、専門的な機関から支援をしてもらいましょう



障がい者の権利擁護のために

知的障がいや精神障がい、認知症などにより、金銭管理やサービス利用のための契約などを行うことが困難な方がいます。

こうした方々への、財産上の不当取引や経済的虐待を防ぎ、安心して生活を送るために利用することのできる権利擁護の制度があります。

日常生活自立支援事業

地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの相談や手続きの支援、日常的な金銭管理などの支援を行う制度です。

利用できる人

判断能力が十分ではないが、日常的なことの援助を行えば自立した生活を送ることができる人で、本人の制度利用の意思が確認できる人



支援の内容

- 福祉サービスの利用援助 …… 福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いの手続きなど
- 日常的な金銭管理の援助 …… 公共料金や家賃など生活に必要な支払いや、生活費の預貯金の払戻しや預入れなどの手続き
- 通帳や印鑑のお預かり …… 預貯金の通帳や権利証、実印など大切な書類の預かり

利用までの流れ

相談

お住まいの市町村の社会福祉協議会へ相談してください。

支援計画の策定

地域の社会福祉協議会の専任の職員が希望を伺いながら、内容や回数などの計画を策定します。

契約

本人と社会福祉協議会の間で契約を結びます。

支援の開始

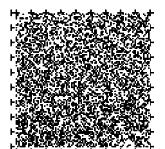
支援計画に基づき、職員が定期的に訪問し、お手伝いを開始します。

費用

相談や支援計画の作成は無料です。
契約後の利用料は有料となります。(1時間400円～1,200円程度)

※金額は市町村によって異なります。

注意 施設への入所契約や入院契約、多額の財産管理を行うことはできません。



成年後見制度

日常生活において財産侵害を受けたり、尊厳が損なわれることがないように、判断能力が十分でない方を保護し、支援する制度です。

利用できる人

知的障がいや精神障がい、認知症などで判断能力が十分でない方。



支援の内容

成年後見制度で支援する内容は、財産管理と身上保護です。

家庭裁判所が選任した成年後見人（保佐人、補助人等）が、本人が単独で行った契約を取り消したり、本人に代わって契約を締結するなどの法律行為を行うことができます。

●**財産管理** 預貯金の管理、税金や水道光熱費などの支払い、不動産の管理、遺産分割など

●**身上保護** 介護や福祉サービス利用の手続き、施設への入退所の手続きや費用の支払い、医療機関の受診手続きなど

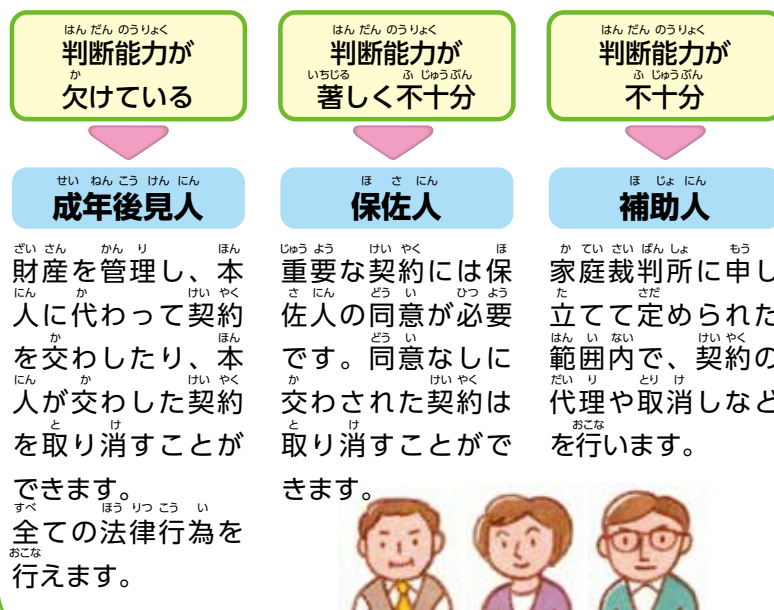
成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度

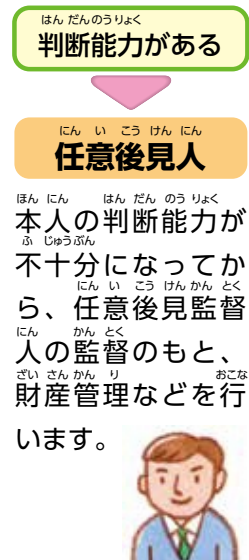
判断能力が十分でない人に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに区分されます。

《判断能力の程度》



任意後見制度

判断能力がある人に対する制度です。将来、判断能力の低下に備えて、支援者や支援内容を自分自身で決めておくことができます。



利用までの流れ

申立



本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。

審判手続き



家庭裁判所で調査を行い、必要に応じて鑑定が行われます。

審判



家庭裁判所が後見等開始を決定し、同時に成年後見人等を選任します。

支援の開始

成年後見人等による支援が開始されます(同時に法務局において登記が行われます)。後見人等は家庭裁判所の監督を受け、随時報告を行う義務があります。

費用

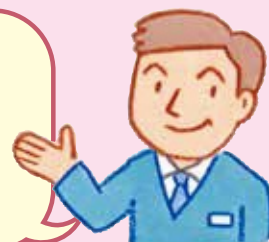
法定後見制度の申立にあたっては、おおむね2万円～12万円程度の費用がかかります(書類や印紙代、必要に応じて鑑定料がかかります)。

後見人等選任後は、本人の財産の程度に応じて家庭裁判所が後見人等への報酬を決定します(後見人への報酬が生じる場合があります)。

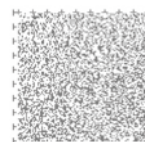


注意 申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などです。

障がい者への虐待は、虐待をしている人も、虐待を受けている人も、それが「虐待」だと気がつかないまま起きている場合があります。



障がいのある人もない人も、安心して暮らしていくために、皆さんで障がい者虐待を防ぎましょう。



市町村障害者虐待防止センター連絡先一覧

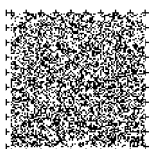
令和3年9月1日現在

●相談、通報、届出はお住まいの市町村窓口(障害者虐待防止センター)へ

市町村名	窓口名称	平日昼間の連絡先	休日夜間の連絡先
熊本市(くまもと)	熊本市障がい者虐待防止センター	096-326-9111	096-326-9111
八代市(やつしろ)	八代市障がい者虐待防止センター	0965-35-0294	0965-33-4111
人吉市(ひとよし)	人吉市福祉課	0966-22-2111	0966-22-2111
荒尾市(あらおし)	荒尾市福祉課福祉係	0968-63-1406	0968-63-1111
水俣市(みなまたし)	水俣市障害者虐待防止センター	0966-61-1650	0966-63-1111
玉名市(たまなし)	玉名市障がい者虐待防止センター	0968-75-1399	0968-75-1111
山鹿市(やまがし)	山鹿市障害者虐待防止センター	0968-43-0052	0968-43-0052
菊池市(きくち)	菊池市障がい者虐待防止センター	0968-25-6601	0968-25-6601
宇土市(うとし)	宇城圏域(うきけんいき)障害者虐待防止センター	0964-27-5985	080-8390-7659
上天草市(かみあまくさし)	上天草市障がい者虐待防止センター	0969-28-3373	0969-56-1111
宇城市(うぎし)	宇城圏域(うきけんいき)障害者虐待防止センター	0964-27-5985	080-8390-7659
阿蘇市(あそし)	阿蘇市障がい者虐待防止センター	0967-22-3167	0967-22-3111
天草市(あまくさし)	天草市障がい者虐待防止センター	0969-32-6071	0969-23-1111
合志市(ごうし)	合志市障がい者虐待防止センター	096-248-1100	080-8556-2922
美里町(みさとまち)	宇城圏域(うきけんいき)障害者虐待防止センター	0964-27-5985	080-8390-7659
玉東町(ぎよくとうまち)	玉東町障がい者虐待防止センター	0968-85-3183	0968-85-3150
南関町(なんかんまち)	南関町障害者虐待防止センター	0968-57-8503	0968-57-8503
長洲町(ながすまち)	長洲町障がい者虐待防止センター	0968-78-3135	0968-78-3135
和水町(なごみまち)	和水町障害者虐待防止センター	0968-86-5724	0968-86-5724
大津町(おおづまち)	大津町障害者虐待防止センター	096-293-3510	096-293-3111
菊陽町(きくようまち)	菊陽町障害者虐待防止センター	096-232-4913	096-232-2080
南小国町(みなみおぐにまち)	南小国町障がい者虐待防止センター	0967-42-1117	0967-42-1111
小国町(おぐにまち)	小国町障害者虐待防止センター	0967-46-2116	0967-46-2116
産山村(うぶやまむら)	産山村障害者虐待防止センター	0967-25-2212	0967-25-2212
高森町(たかもりまち)	高森町障害者虐待防止センター	0967-62-1111	0967-62-1111
西原村(にしはらむら)	西原村障害者虐待防止センター	096-279-3113	096-279-3111
南阿蘇村(みなみあそむら)	南阿蘇村虐待防止センター	0967-67-2702	0967-67-1111
御船町(みふねまち)	上益城圏域(かみましきけんいき)障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
嘉島町(かしままち)	上益城圏域(かみましきけんいき)障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
益城町(ましきまち)	上益城圏域(かみましきけんいき)障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
甲佐町(こうさまち)	上益城圏域(かみましきけんいき)障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
山都町(やまとちょう)	上益城圏域(かみましきけんいき)障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
氷川町(ひかわちょう)	氷川町障害者虐待防止センター	0965-52-5852	0965-52-5852
芦北町(あしきたまち)	芦北町障害者虐待防止センター	0966-82-2511	0966-82-2511
津奈木町(つなぎまち)	津奈木町障害者虐待防止センター	0966-78-3115	0966-78-3111
錦町(にしきまち)	錦町障害者虐待防止センター	0966-38-1112	(夜間)0966-38-1158 (休日)0966-38-1111
多良木町(たらぎまち)	上球磨(かみくま)障害者虐待対応窓口	0966-42-6006	0966-42-6006
湯前町(ゆのまえまち)	上球磨(かみくま)障害者虐待対応窓口	0966-42-6006	0966-42-6006
水上村(みずかみむら)	上球磨(かみくま)障害者虐待対応窓口	0966-42-6006	0966-42-6006
相良村(さがらむら)	相良村障害者虐待防止センター	0966-35-1032	0966-35-1032
五木村(いつきむら)	五木村保健福祉課	0966-37-2214	0966-37-2214
山江村(やまえむら)	山江村障がい者虐待防止センター	0966-23-3978	0966-23-3111
球磨村(くまむら)	球磨村障害者虐待防止センター	0966-32-1112	0966-32-1111
あさぎり町(あさぎりちょう)	あさぎり町障がい者虐待防止センター	0966-45-7214	0966-45-1111
苓北町(れいほくまち)	苓北町障がい者虐待防止センター	0969-35-1111	0969-35-1111

熊本県障がい者権利擁護センター(熊本県庁障がい者支援課内)

電話 096-333-2244 FAX 096-383-1739
E-mail tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp



植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

禁無断転載 ©ライズファクトリー